

横浜市子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）対象者確認フロー

凡例 ◁ はい ▷ いいえ

令和3年9月以降の離婚（離婚協議中を含む）等により、
10万円の一括給付金を受け取っていない。

支給対象外です。

令和2年の保護者の所得が児童手当の所得制限限度額未満ですか。

支給対象外です。

令和4年2月28日時点で0歳～18歳までの子どもを養育していますか。

支給対象外です。

次のいずれかに当てはまりますか。

基準日（中学生以下：令和3年8月31日、高校生等：令和3年9月30日
（以下同じ））後に離婚し、元配偶者とは別居している。

離婚を前提として配偶者と別居（住民票が別世帯）している。

基準日より後に子ども又は一家で海外から帰国した。

DVを受けていて、子どもとともに避難している。

基準日より後に、養子縁組・特別養子縁組を行い、対象児童の養育者
が代わっている。

施設長が施設特例の所要の手続きを行っていなかったことで一括給付
金の支給先を変更できていなかった。

支給対象外です。

【児童手当受給者】

令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、児童手当の受給者変更
の手続きを行い、令和4年3月分の児童手当の受給者になった。

【高校生のみ】

令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2
月28日時点において高校生等を養育している。

支給対象外です。

【支給対象者※】

元配偶者などから一括給付金を受け取っていない場合には、給付金の支給
対象となるが見込まれますので、申請書を提出してください。

※ 同居優先により、令和3年10月以降に児童手当（本則給付）の受給者となられた方には、令和4年3月上旬を目途に横浜市から申請書類を郵送でお送りします。なお、本給付金に該当する方で申請書が届かない方におかれましては、市ホームページより必要書類を作成の上、申請期限（令和4年4月28日（必着））までに申請書類のご提出をお願いします。